

# 食料・農業・農村基本法の改正

## 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）改正の概要

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他食料、農業及び農村をめぐる諸情勢が大きく変化していることを受け、令和4年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討を行い、令和6年常会に改正法案を提出し、令和6年5月29日に成立。
- 本改正法は、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を規定。

## 食育の推進に関する改正食料・農業・農村基本法の規定

（消費者の役割）

第十四条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、**食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。**

## 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（令和6年4月18日衆議院農林水産委員会、令和6年5月28日参議院農林水産委員会）（抄）

- （略）また、食育は、食料自給率の向上等の食料安全保障の確保及び国内農業の振興に対する国民の理解醸成に重要なものであることから、その取組を強化すること。